

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の特地勤務手当等に関する規程（昭和46年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前																				
<p>（特地勤務手当）</p> <p>第2条 別表に定める離島その他生活の著しく不 便な地に所在する<u>病院又は診療所</u>（以下「特 地公署」という。）に勤務する職員には、特 地勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>特地公署</th> <th>級地区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td>1級地</td> </tr> <tr> <td>十日町市</td> <td><u>県立まつだい診療 センター</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			所在地	特地公署	級地区分	（略）		1級地	十日町市	<u>県立まつだい診療 センター</u>		<p>（特地勤務手当）</p> <p>第2条 別表に定める離島その他生活の著しく不 便な地に所在する<u>病院</u>（以下「特 地公署」という。）に勤務する職員には、特 地勤務手当を支給する。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>病院名</th> <th>級地区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（略）</td> <td></td> <td>1級地</td> </tr> <tr> <td>十日町市</td> <td><u>県立松代病院</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			所在地	病院名	級地区分	（略）		1級地	十日町市	<u>県立松代病院</u>	
所在地	特地公署	級地区分																					
（略）		1級地																					
十日町市	<u>県立まつだい診療 センター</u>																						
所在地	病院名	級地区分																					
（略）		1級地																					
十日町市	<u>県立松代病院</u>																						

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。